

30年度 公文書開示 政策企画局（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H30. 4. 18	H30. 6. 15	<p>実施機関が、平成29年第2回臨時会本会議（平成29年8月30日）の、都民ファーストの会の議会質問に関して作成した以下の公文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答弁案 ・ 答弁案骨子 ・ 「議会（議員・政調会）との接触情報連絡メモ」 <p>実施機関が、平成29年第2回臨時会本会議（平成29年8月30日）の、都民ファーストの会の議会質問に関して、同党の所属議員とやり取りしたメール</p>	42			1											<p>(東京都情報公開条例 第7条第5号) 都議会は言論主義であり、議場及び委員会室での発言が公的見解である。実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案に必要な修正を加えて発言することから、答弁案と発言は必ずしも同一のものではない。 答弁案は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。 また、答弁案骨子、議員とやり取りした文書・メール、接触情報連絡メモは、答弁案の具体化に向けて、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、答弁案よりさらに前段階の検討過程の未確定なものである。 未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、今後、東京都内部における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。</p> <p>(東京都情報公開条例 第7条第6号) 都議会は言論主義であり、議場及び委員会室での発言が公的見解である。実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案に必要な修正を加えて発言することから、答弁案と発言は必ずしも同一のものではない。 答弁案は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。 また、答弁案骨子、議員とやり取りした文書・メール、接触情報連絡メモは、答弁案の具体化に向けて、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、答弁案よりさらに前段階の検討過程の未確定なものである。 未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解または事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る関係局の各事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいて質問に関する情報を提供した議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、答弁案の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。</p>	政策企画局総務部総務課